

京都市教育長告示第11号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり臨時に休館します。

平成28年12月12日

京都市教育長 在田 正秀

休館する期間 平成29年2月6日（月）から同月9日（木）まで

（教育委員会事務局生涯学習部）